

図 9.10-5 対象事業実施区域及びその周辺の環境類型区分

ウ 生態系の着目種

生態系の着目種について想定される影響は、表 9.10-12 に示すとおりである。

対象事業実施区域内の大部分は市街地など(3.8ha、79.2%)の環境類型区分であり、次いで樹林地(植栽)が22.9%を占めている。対象事業実施区域外に草地の典型性を示すクワモドキーセイバンモロコシ群落が存在し、対象事業実施区域周辺においてカナヘビやアマガエルが確認された。これらを捕食するホンダタヌキやチョウゲンボウ等の上位種も見られた。また、予測地域内を流れる綾瀬川において、ヌマチチブが確認され、それを捕食するカワセミ等が生息している。

これらの生態系の着目種の生息・生育基盤は、工事により樹林環境が改変されることが予測される。また、資材運搬等の車両の走行により一時的に車両が増加し、ホンダタヌキ等の移動能力の高い種に対して、移動経路の分断による影響が一時的に生じることが予測される。また、騒音・振動の変化による間接的な影響による生息環境の質的变化が予測される。なお、光環境の変化または水質の変化による生息・生育環境への影響は極めて小さい、またはないと考えられる。

表 9.10-12 着目種の生息・生育環境について想定される影響

分類	種名	区分	直接的な影響	間接的な影響			
			生息・生育環境の消失	移動経路の分断	騒音・振動	水質の変化	光環境の変化
哺乳類	ホンダタヌキ	上位性	○	△	△	—	×
鳥類	チョウゲンボウ		○	△	△	—	×
	カワセミ		—	△	△	—	×
爬虫類	カナヘビ	典型性	○	△	△	—	×
両生類	アマガエル		○	△	△	—	×
魚類	ヌマチチブ		×	×	×	—	×
植物	クワモドキーセイバンモロコシ群落		×	×	×	—	×

注) 表中の凡例

○：影響が想定される。

△：影響はあるが、最大となる影響は一時的であり、影響は小さいと考えられる。もしくは、工事計画や事業計画から、影響は小さいと考えられる。

×

—：影響はないと考えられる。

直接改変による着目種の予測結果一覧は表 9.10-13 に、各着目種（上位性、典型性）の予測結果は表 9.10-14(1)～(7)に示すとおりである。

事業の実施に伴い、対象事業実施区域の樹林地が消失することにより、ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、カナヘビ及びアマガエルの生息環境の一部が消失すると予測される。また、ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、カワセミ、カナヘビ及びアマガエルは、移動経路の分断または騒音・振動による間接的な影響を受けることが想定されるが、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により間接的影響は低減されると考えられる。

なお、対象事業実施区域内において、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」（平成 18 年、埼玉県）に記載された在来種を中心に植栽を行い、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹することから、対象事業実施区域内の一部は動植物の生息・生育環境として利用され、生息環境を代償できると考えられる。

表 9.10-13 着目種の予測結果一覧

分類	種名	区分	確認例数（例）		主な生息・生育環境の面積			影響の大きさ
			対象事業実施区域		現況 (ha)	消失 (ha)	割合 (%)	
			内	外				
哺乳類	ホンドタヌキ	上位性	4	6	11.3	1.0	8.8	△
鳥類	チョウゲンボウ		27	30	29.4	2.8	9.5	△
	カワセミ		0	10(3) ^{注2}	2.3	0 ^{注1}	0 ^{注1}	△
爬虫類	カナヘビ	典型性	2	11	11.3	1.0	8.8	△
両生類	アマガエル		1	58	13.6	1.0 ^{注1}	7.4 ^{注1}	△
魚類	ヌマチチブ		0	80	2.3	0 ^{注1}	0 ^{注1}	×
植物	クワモドキーセイバンモロコシ群落		0ha	1.5ha	1.5	0	0	×

注 1) 改変区域内の開放水域は人工的な庭園であり、本種の生息環境ではないため、改変区域内の生息環境から除外した。

2) 括弧内の数値は営巣箇所数を示す。

3) 表中の凡例

○：影響が想定される。

△：影響はあるが、最大となる影響は一時的であり、影響は小さいと考えられる。もしくは、工事計画や事業計画から、影響は小さいと考えられる。

×：本事業では影響は限定的であり、影響は極めて小さいと考えられる。

—：影響はないと考えられる。

表 9.10-14(1) 注目種（上位性）の予測結果（ホンドタヌキ）

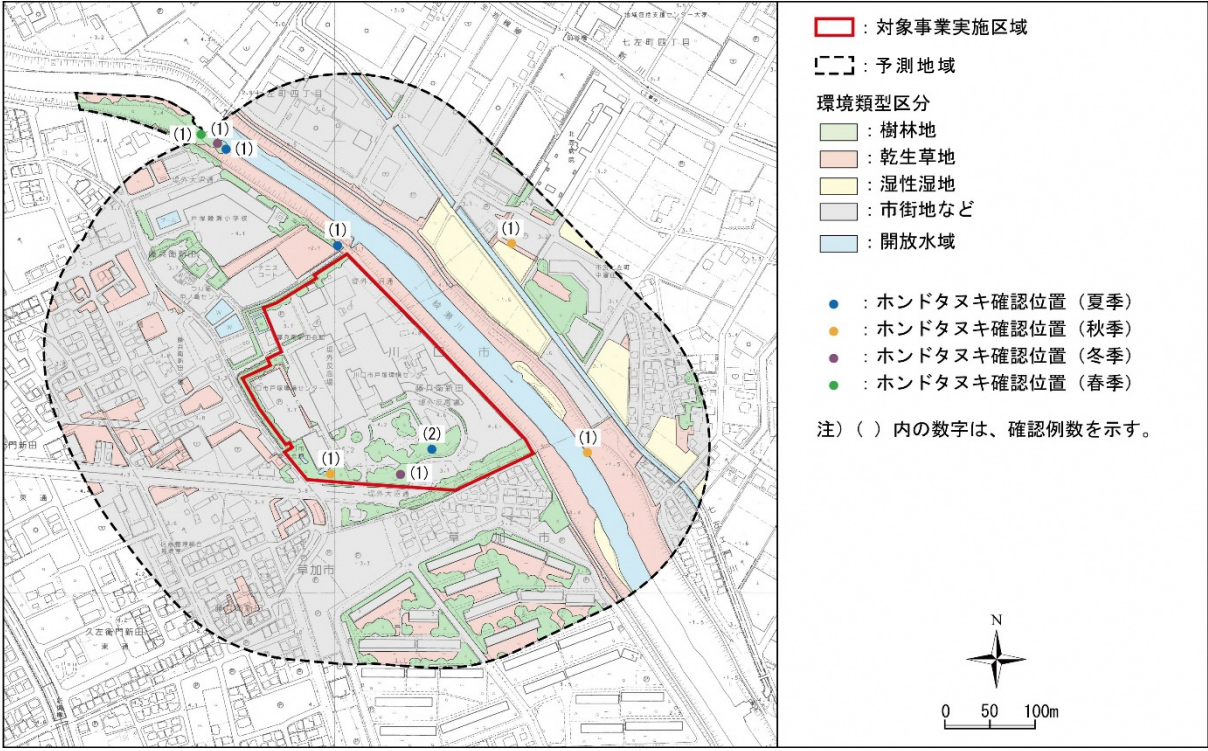
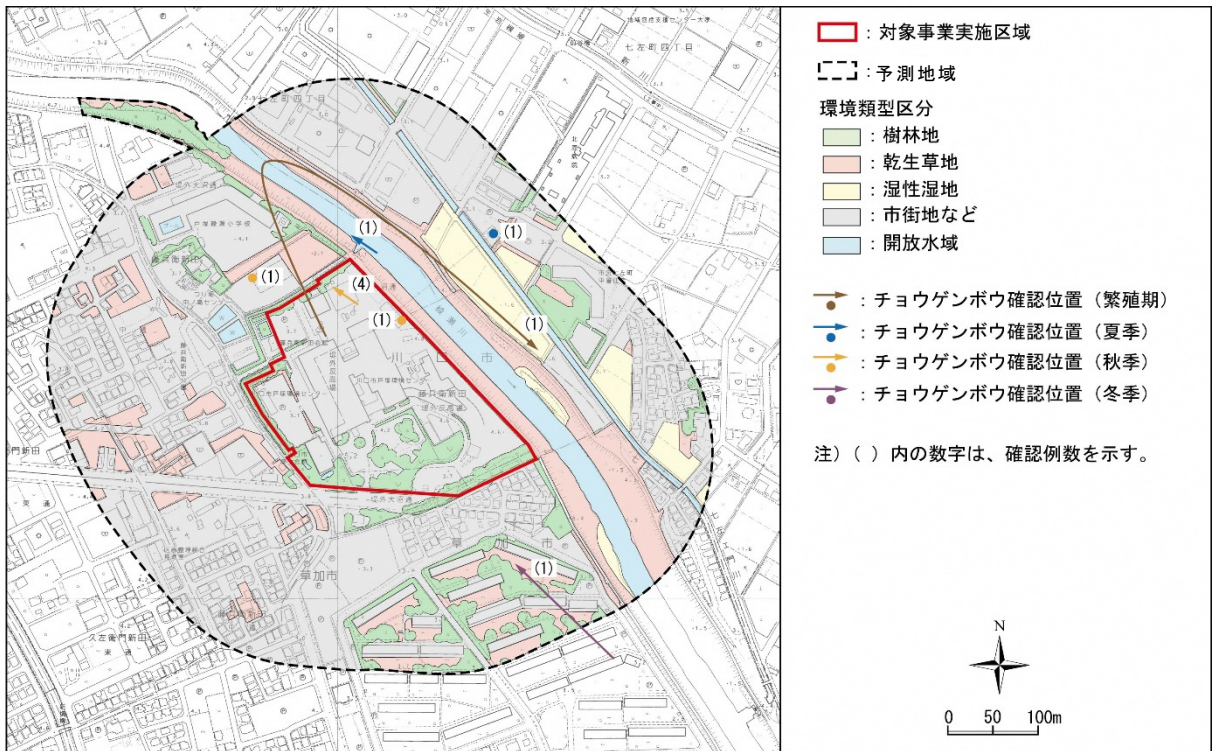
項目	内容					
主な生息環境	樹林やその林縁部、川及び沼沢等が散在する広い地域等を生息場所とする。					
	予測地域 (ha)	11.3	対象事業 実施区域内 (ha)	1.0	予測地域に対する 消失の割合 (%)	8.8
現地確認状況	対象事業実施区域外の綾瀬の森周辺で 3 例、綾瀬川の河川敷で 1 例、水田で 1 例、対象事業実施区域北側の綾瀬川堤防上で 1 例、対象事業実施区域内の樹林地（植栽）で 4 例確認された。					
	対象事業 実施区域内	4 例	対象事業 実施区域外	6 例		
予測結果	<p>対象事業実施区域外で 6 例、対象事業実施区域内で 4 例が確認された。本種の主な生息環境は樹林やその林縁部、川及び沼沢等が散在する広い地域であり、対象事業実施区域及びその周辺を生息環境の一部として利用していると考えられる。</p> <p>造成工事により生息環境である樹林地の一部が一時消失するが、周辺に同様の環境が存在する。また、緑地整備の実施により、供用時には現在と同様の状況が維持され、生息環境を代償できることから、影響は小さいと考えられる。</p> <p>工事中は、移動経路の分断、騒音・振動及び光環境の変化による生息環境の質的变化が生じる可能性があるが、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により間接的影響は低減され、影響は小さいと考えられる。</p> <p>供用時には、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できることから、間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>したがって、予測地域における本種の生息環境の改変による影響、及び生息環境への間接的影響は小さいと考えられる。</p>					
確認位置						
 <p> : 対象事業実施区域 : 予測地域 環境類型区分 : 樹林地 : 乾生草地 : 湿性湿地 : 市街地など : 開放水域 ● : ホンドタヌキ確認位置（夏季） ● : ホンドタヌキ確認位置（秋季） ● : ホンドタヌキ確認位置（冬季） ● : ホンドタヌキ確認位置（春季） 注）（ ）内の数字は、確認例数を示す。 </p>						

表 9.10-14(2) 注目種（上位性）の予測結果（チョウゲンボウ）

項目	内容				
主な生息環境	<p>本来の営巣地は絶壁等のくぼみである。採餌環境として原野や草地等の開けた場所を好む。埼玉県内では、1980年代頃より、低地帯の高架橋や取水塔のような人工建造物に営巣するようになり、市街地でもよく見られるようになった。</p>				
	予測地域 (ha)	29.4	変更区域内 (ha)	2.8	予測地域に対する消失の割合 (%)
現地確認状況	<p>対象事業実施区域内では、戸塚環境センター屋上で交尾や爪合わせディスプレイ等が確認されたが、戸塚環境センター及びその近傍において営巣は確認されなかった。また、対象事業実施区域北側のテニスコートや綾瀬川周辺の農地においてハンティングが確認された。</p>				
	対象事業実施区域内	27例	対象事業実施区域外	30例	
予測結果	<p>戸塚環境センター及びその近傍において営巣は確認されなかったが、対象事業実施区域内で交尾や爪合わせディスプレイ等が確認された。また、対象事業実施区域北側のテニスコートや綾瀬川周辺の農地においてハンティングが確認された。本種の確認状況から、対象事業実施区域及びその周辺を営巣環境や採餌環境の一部として利用している可能性が考えられる。</p> <p>造成工事により営巣環境の一部が一時消失するが、対象事業実施区域内で営巣が確認されなかったこと、対象事業実施区域周辺には営巣環境となりうる人工構造物が存在することから、予測地域における営巣環境への影響は小さいと考えられる。また、造成工事及び施設の存在により採餌環境である草地等の改変はない。</p> <p>工事中は、騒音・振動及び光環境の変化といった生息環境の質的変化が生じる可能性があるが、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により間接的影響は低減されると考えられる。また、本種は移動能力が大きいいため、一時的に対象事業実施区域周辺へ逃避するとも考えられる。</p> <p>供用時には、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できるとともに、現在と同様の生息環境が確保されることで生息環境を代償できると考えられることから、供用時における影響は小さいと考えられる。</p> <p>したがって、予測地域における本種の生息環境（採餌環境を含む）の改変による影響、及び生息環境への間接的影響は小さいと考えられる。</p>				

確認位置

【鳥類調査】



【猛禽類調査】

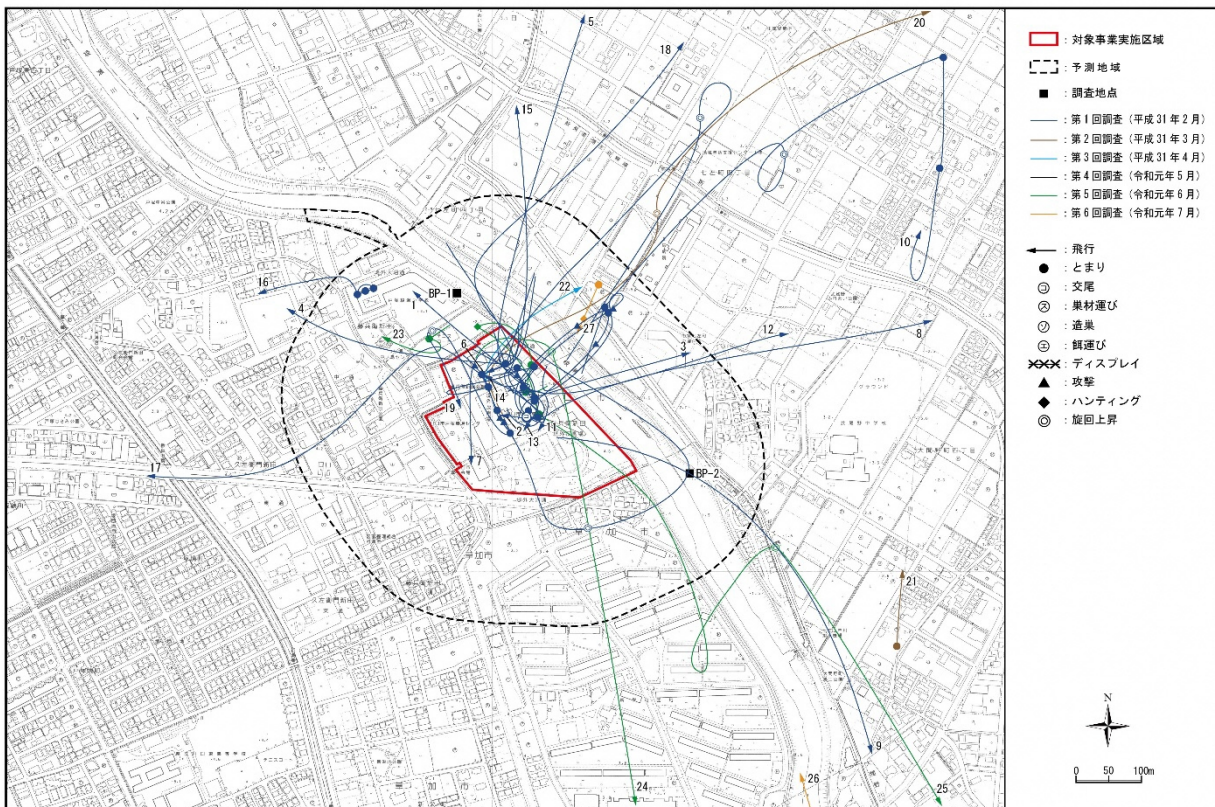
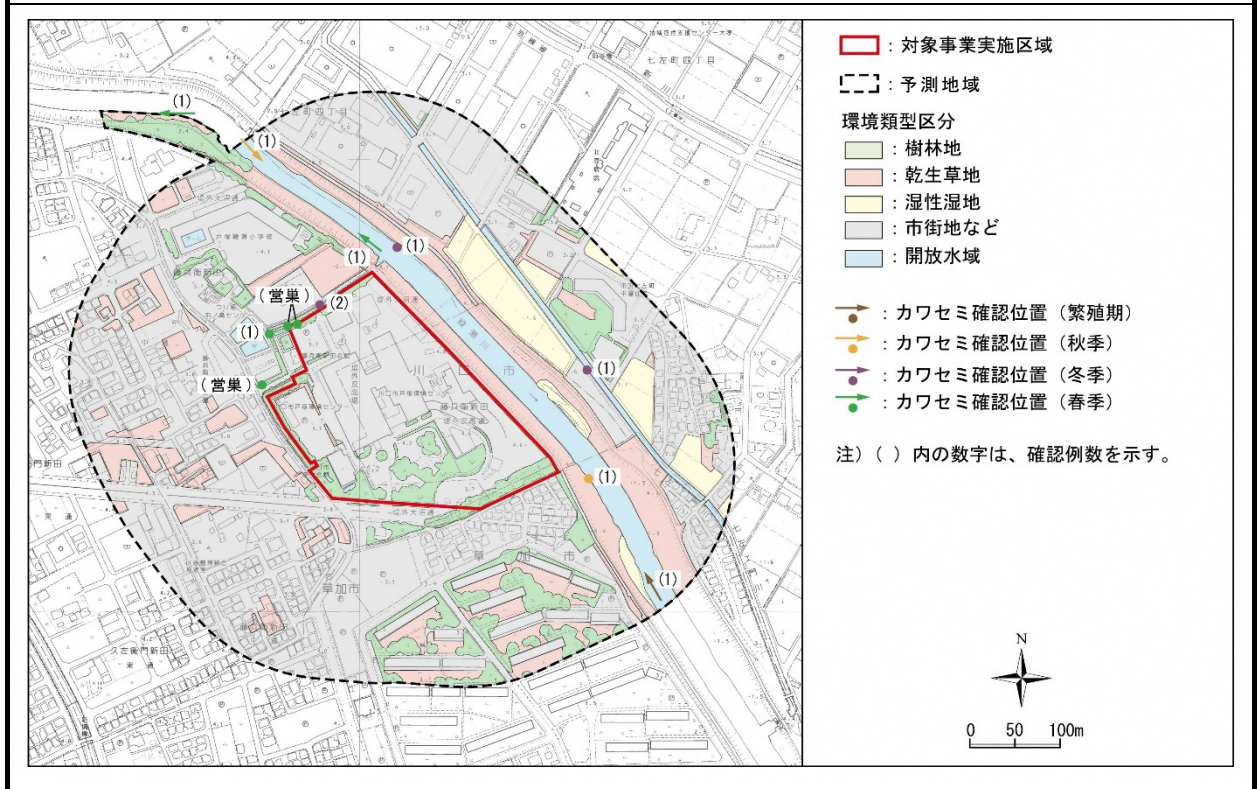


表 9.10-14(3) 注目種（上位性）の予測結果（カワセミ）

項目	内容					
主な生息環境	河川、湖沼、小川、用水などの水辺で見られる。土の崖に嘴で巣穴を掘る。水辺に繁殖適地がないと、人が掘った穴の側面や残土等の土盛に巣を作ることがある。					
	予測地域 (ha)	2.3	対象事業実施区域内 (ha)	0 ^注	予測地域に対する消失の割合 (%)	0 ^注
現地確認状況	対象事業実施区域外の綾瀬川で計 7 例、戸塚環境センター北側の排水路で計 3 例が確認された。 また、戸塚環境センター北側の排水路沿いの水抜き穴 3 箇所で、営巣が確認された。					
	対象事業実施区域内	0 例	対象事業実施区域外	10 例	営巣：3 箇所	
予測結果	<p>対象事業実施区域外で 10 例が確認され、対象事業実施区域北側の水路沿いの水抜き穴で営巣が確認された。対象事業実施区域内では飛翔は確認されなかったこと、本種の主な生息環境は、河川、湖沼、小川及び用水等の水辺であることから、対象事業実施区域周辺を生息環境の一部として利用している可能性が考えられる。なお、本種の本来の営巣環境は土の崖であり、対象事業実施区域周辺の水抜き穴は代替的な営巣環境として利用していると考えられる。</p> <p>対象事業実施区域内の開放水域は人工的な庭園であり、改変区域内において本種の営巣環境を含む生息環境はないことから、事業の実施に伴う生息環境の改変等の影響はないと考えられる。</p> <p>工事中は、騒音・振動及び光環境の変化による生息環境の質的変化が生じる可能性があるが、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により間接的影響は低減されると考えられることから、工事中における間接的影響は小さいと考えられる。なお、濁水による生息環境の質的変化は生じないと考えられる。</p> <p>供用時には、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できることから、供用時における間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>したがって、予測地域における本種の生息環境（営巣環境を含む）の改変による影響、及び生息環境への間接的影響は小さいと考えられる。</p>					

確認位置



注) 改変区域内の開放水域は人工的な庭園であり、本種の生息環境ではないため、改変区域内の生息環境から除外した。

表 9.10-14(4) 注目種（典型性）の予測結果（カナヘビ）

項目	内容				
主な生息環境	低地から山地にかけて広範囲に生息するが、低地や丘陵地で多く見られる。草むら等の日当たりのよい場所を好み、公園の緑地、水田の畦、人家の生け垣、畑地等の人為的な環境にも適応している。				
	予測地域 (ha)	11.3	改変区域内 (ha)	1.0	予測地域に対する消失の割合 (%)
現地確認状況	対象事業実施区域外では、住宅地の道路上、綾瀬川の堤防上、綾瀬川堤防の草地、水路沿い及びクワイ畑等で計 11 例が確認された。 対象事業実施区域内では草地 2 箇所計 2 例が確認された。				
	対象事業実施区域内	2 例	対象事業実施区域外	11 例	
予測結果	<p>対象事業実施区域外で 11 例が確認され、対象事業実施区域内の草地で 2 例確認された。本種の主な生息環境は、草むら等の日当たりのよい場所等であることから、対象事業実施区域及びその周辺を生息環境の一部として利用していると考えられる。</p> <p>造成工事により生息環境である樹林地（植栽）の一部が一時消失するが、周辺に同様の環境が存在する。また、緑地整備の実施により、供用時には現在と同様の状況が維持され、生息環境を代償できることから、影響は小さいと考えられる。</p> <p>工事中は、騒音・振動及び光環境の変化といった生息環境の質的変化が生じる可能性があるが、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により間接的影響は低減され、影響は小さいと考えられる。</p> <p>供用時には、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できることから、供用時における間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>したがって、予測地域における本種の生息環境の改変による影響、及び生息環境への間接的影響は小さいと考えられる。</p>				

確認位置

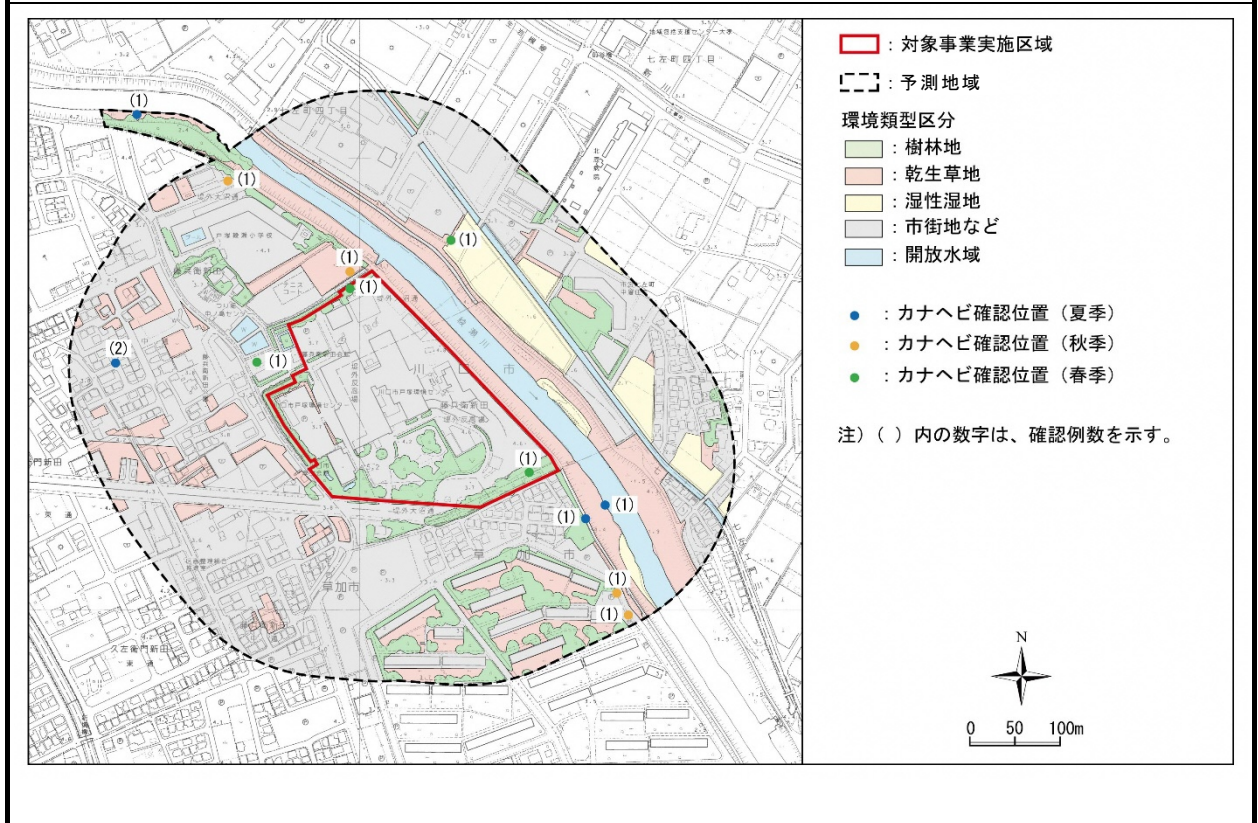
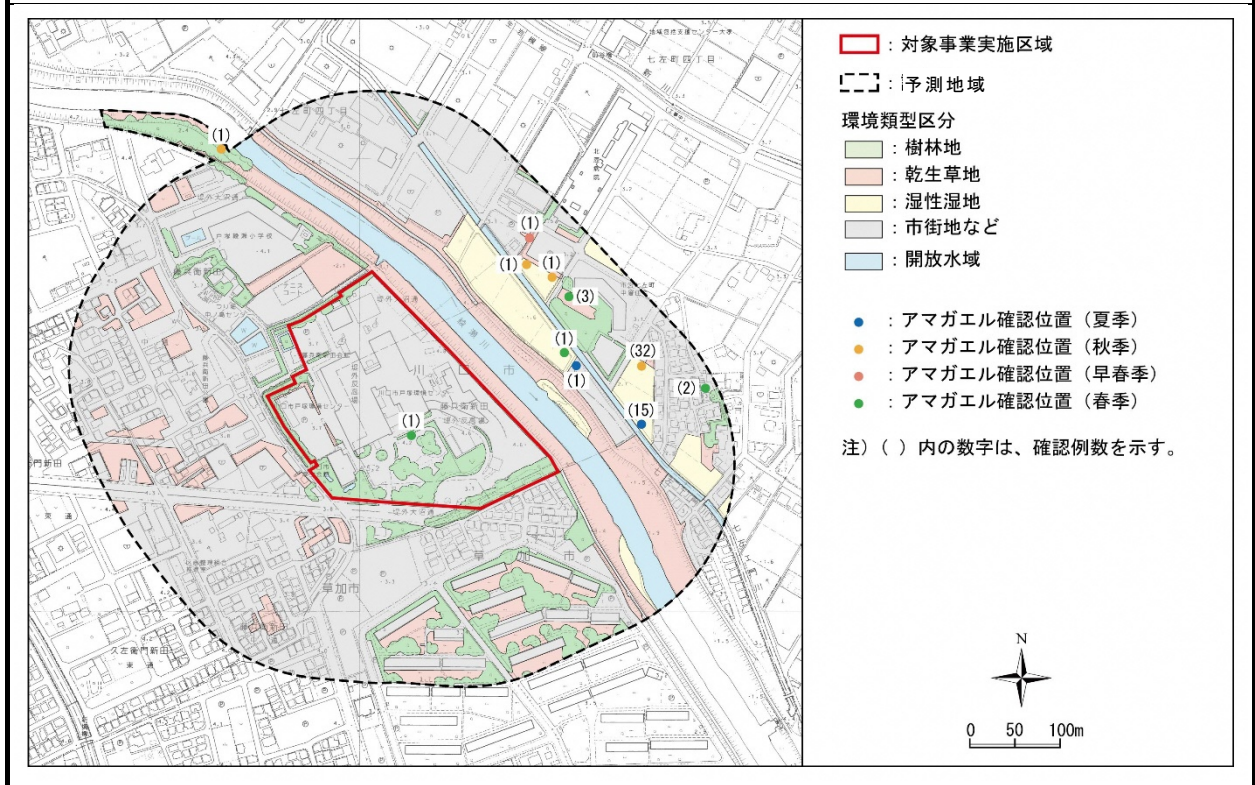


表 9.10-14(5) 注目種（典型性）の予測結果（アマガエル）

項目	内容				
主な生息環境	ため池や水田・畑付近の草叢・市街地の植込み、公園等を生息場所とする。				
	予測地域 (ha)	13.6	変更区域内 (ha)	1.0 ^注	予測地域に対する 消失の割合(%)
現地確認状況	対象事業実施区域外の水田または水路付近で 57 例、綾瀬の森で 1 例、対象事業実施区域内で 1 例が確認された。				
	対象事業 実施区域内	1 例	対象事業 実施区域外	58 例	
予測結果	<p>対象事業実施区域外で 58 例、対象事業実施区域内で 1 例が確認された。本種の主な生息環境はため池や水田・畑付近の草叢・市街地の植込み、公園等であり、対象事業実施区域及びその周辺を生息環境の一部として利用していると考えられる。また、調査範囲東側の水田において、幼体が秋季に 31 例、夏季に 15 例確認されていることから、対象事業実施区域周辺にある水田を産卵場所としていると考えられる。</p> <p>造成工事により生息環境である樹林地の一部が一時消失するが、周辺に同様の環境が存在することから、影響は小さいと考えられる。なお、産卵場所である水田は変更区域に含まれていないことから、産卵場所への変更はない。</p> <p>工事中は、騒音・振動及び光環境の変化による生息環境の質的変化が生じる可能性があるが、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により間接的影響は低減され、影響は小さいと考えられる。なお、濁水による生息環境の質的変化は生じないと考えられる。</p> <p>供用時には、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できるとともに、現在と同様の状況が維持されることで生息環境を代償できると考えられることから、供用時における影響は小さいと考えられる。</p> <p>したがって、予測地域における本種の生息環境（産卵場所を含む）の変更による影響、及び生息環境への間接的影響は小さいと考えられる。</p>				

確認位置

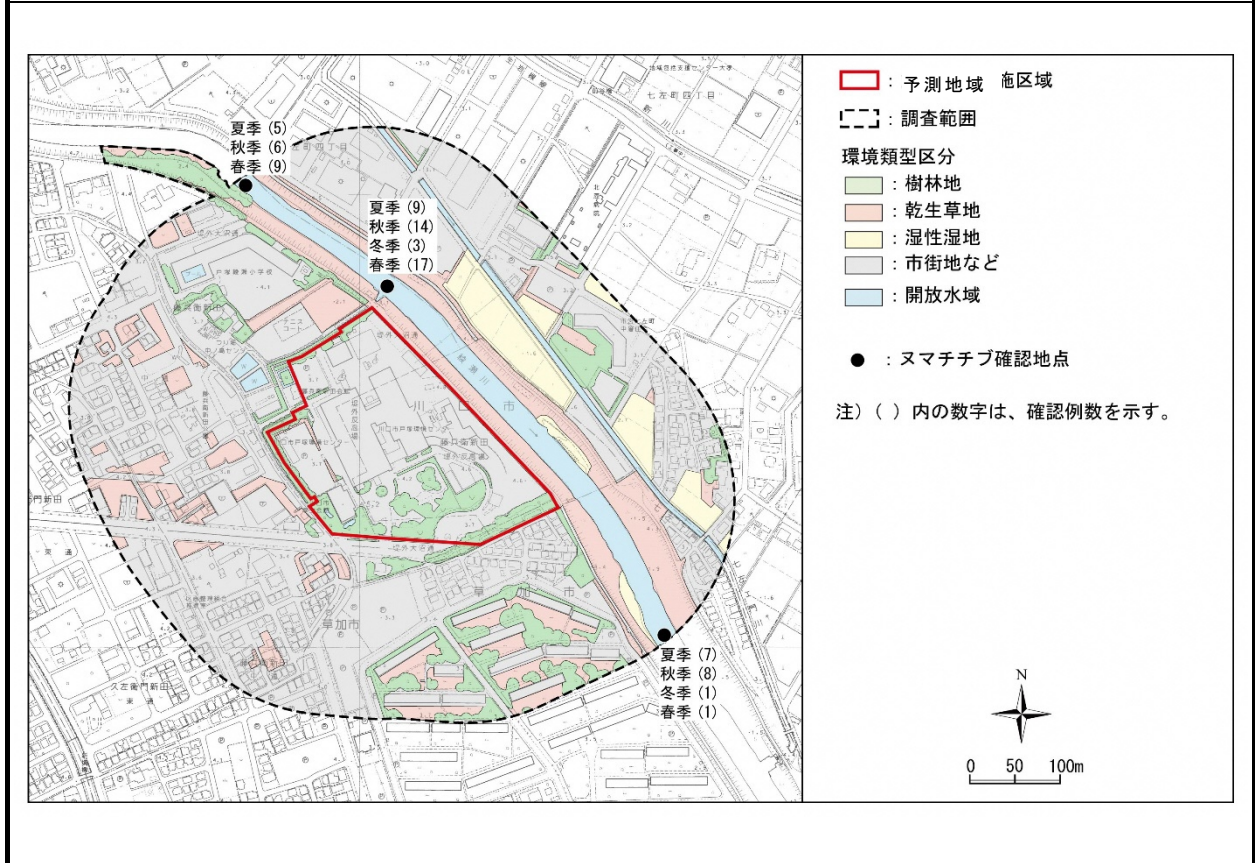


注) 変更区域内の開放水域は人工的な庭園であり、本種の生息環境ではないため、変更区域内の生息環境から除外した。

表 9.10-14(6) 注目種（典型性）の予測結果（ヌマチチブ）

項目	内容				
主な生息環境	川の中流域から汽水域等に生息し、流れの緩やかな場所に多く生息する。				
	予測地域 (ha)	2.3	改変区域内 (ha)	0 ^注	予測地域に対する 消失の割合 (%)
現地確認状況	対象事業実施区域外の綾瀬川で計 80 例が確認された。				
	対象事業 実施区域内	0 例	対象事業 実施区域外	80 例	
予測結果	<p>対象事業実施区域外にある綾瀬川で計 80 例が確認された。本種の主な生息環境は、川の中流域から汽水域等の流れの緩やかな場所等である。対象事業実施区域内の開放水域は人工的な庭園であり、対象事業実施区域内に本種の生息環境はないことから、事業の実施に伴う生息環境の改変等の影響はない。</p> <p>工事中は、光環境の変化といった生息環境の質的变化が生じる可能性があるが、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により間接的影響は低減され、影響は極めて小さいと考えられる。また、濁水による生息環境の質的变化はないことから、生息環境への間接的影響はないと考えられる。</p> <p>供用時には、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できることから、供用時における間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>したがって、予測地域における本種の生息環境の改変による影響、及び生息環境への間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p>				

確認位置

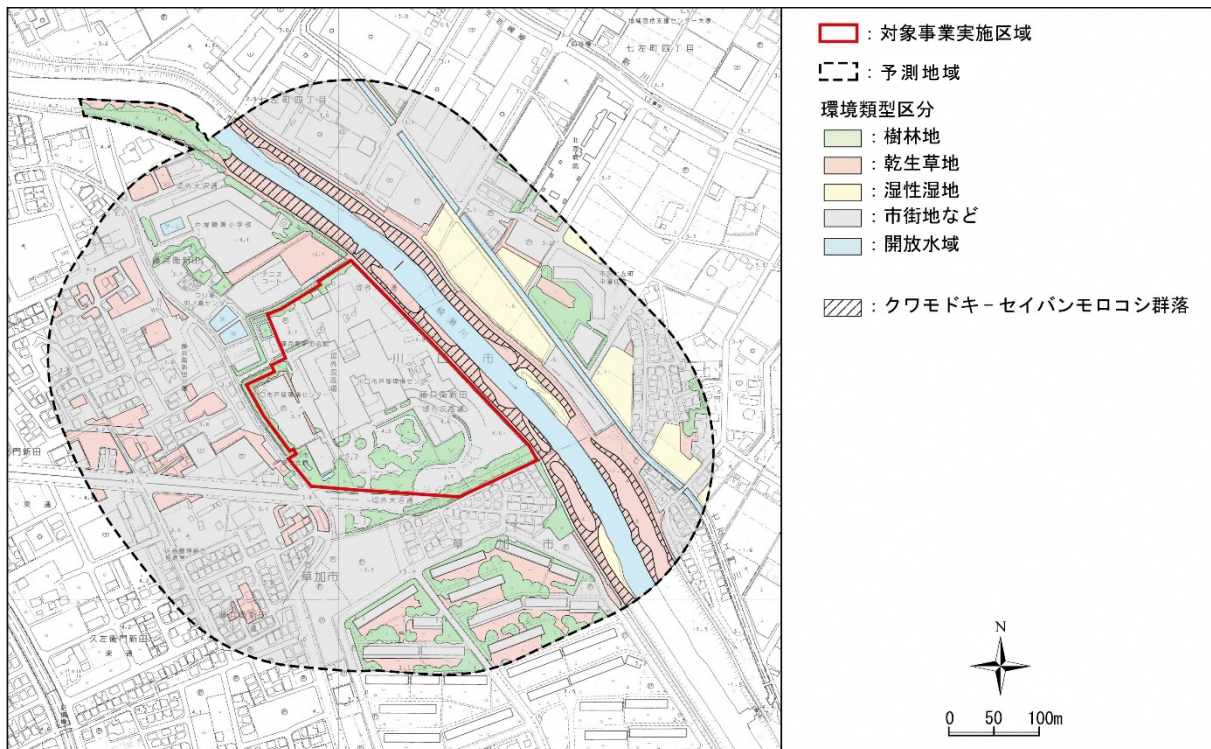


注) 改変区域内の開放水域は人工的な庭園であり、本種の生息環境ではないため、改変区域内の生息環境から除外した。

表 9.10-14(7) 注目種（典型性）の予測結果（クワモドキーセイバンモロコシ群落）

項目	内容			
主な植生	多年生のイネ科草本植物のセイバンモロコシと一年生のキク科草本植物のクワモドキが優占する草原植生である。			
現地確認状況	対象事業実施区域外の綾瀬川河川敷において 1.5ha がクワモドキーセイバンモロコシ群落として確認された。			
	対象事業 実施区域内	0ha	対象事業 実施区域外	1.5ha
予測結果	<p>対象事業実施区域周辺で確認されたクワモドキーセイバンモロコシ群落は 1.5ha で、対象事業実施区域内では確認されなかったことから、生育地は造成範囲外のため、直接的な影響はないと考えられる。</p> <p>工事中は、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により光環境の変化による間接的影響は低減されることから、工事中における間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>供用時には、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できることから、供用時における間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>したがって、予測地域における本種の生育環境の改変による影響、及び生育環境への間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p>			

確認位置



エ 着目種と関係種との関係への影響

対象事業実施区域内における着目種と関係種との関係への影響は表 9.10-15(1)～(3)に示すとおりである。

事業の実施により対象事業実施区域内の動植物の生息・生育環境のうち、樹林地が変化するため、樹林地を生息・生育環境とする着目種、関係種とも個体数や利用頻度が変化すると考えられる。供用後は、対象事業実施区域内の緑化整備の実施により、樹林環境が創出され、一部回復することが予測される。

表 9.10-15(1) 着目種と関係種との関係への影響

着目種	着目種を捕食する種	着目種と餌等で競争する種	着目種と類似した環境に生息する種	着目種の餌となる種
ホンドタヌキ	—	【ハクビシン】 造成に伴う移動経路の分断により、現在の生息環境の一部が消失する。 なお、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、生息環境を代償でき、影響は小さいと考えられる。	—	【森林性昆虫類等、植物】 造成工事等により一旦消失するが、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、生息環境を代償でき、影響は小さいと考えられる。 【魚類】 水域は改変されないため、現況のまま利用される。
チョウゲンボウ	—	—	—	【森林性昆虫類等、ネズミ類】 造成工事等により一旦消失するが、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、生息環境を代償でき、影響は小さいと考えられる。
カワセミ	—	【サギ類】 水域は改変されないため、現況のまま利用される。	—	【魚類・甲殻類】 水域は改変されないため、現況のまま利用される。

表 9.10-15(2) 着目種と関係種との関係への影響

着目種	着目種を捕食する種	着目種と餌等で競争する種	着目種と類似した環境に生息する種	着目種の餌となる種
カナヘビ	<p>【ホンドタヌキ、ヘビ類】 造成工事に伴う改変により、現在の生息環境の一部が消失する。なお、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、生息環境を代償でき、影響は小さいと考えられる。</p> <p>【チョウゲンボウ】 造成工事に伴い営巣環境の一部が消失するが、対象事業実施区域内で営巣が確認されなかったこと、対象事業実施区域周辺には営巣環境となりうる人工構造物が存在することから、予測地域における営巣環境への影響は小さいと考えられる。また、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、現在と同様の生息環境が確保されることから、影響は小さいと考えられる。</p>	<p>【アマガエル】 主な生息環境である水田等は改変されないが、樹林地は一旦消失する。樹林地は、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、生息環境を代償でき、影響は小さいと考えられる。</p>	<p>【ヘビ類】 主な生息場所である日当たりのよい環境のうち、樹林地は一旦消失する。樹林地は、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、生息環境を代償でき、影響は小さいと考えられる。</p>	<p>【森林性昆虫類等】 造成工事等により一旦消失するが、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、生息環境を代償でき、影響は小さいと考えられる。</p> <p>【草地性昆虫類】 草地は改変されないため、現況のまま利用される。</p>
アマガエル	<p>【ホンドタヌキ、ヘビ類】 造成工事に伴う改変により、現在の生息環境の一部が消失する。なお、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、生息環境を代償でき、影響は小さいと考えられる。</p> <p>【チョウゲンボウ】 造成工事に伴い営巣環境の一部が消失するが、対象事業実施区域内で営巣が確認されなかったこと、対象事業実施区域周辺には営巣環境となりうる人工構造物が存在することから、予測地域における営巣環境への影響は小さいと考えられる。また、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、現在と同様の生息環境が確保されることから、影響は小さいと考えられる。</p> <p>【カワセミ、サギ類】 水域は改変されないため、現況のまま利用される。</p>	<p>【カナヘビ】 造成工事等により一旦消失するが、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、生息環境を代償でき、影響は小さいと考えられる。</p>	—	<p>【森林昆虫類等】 造成工事等により一旦消失するが、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、生息環境を代償でき、影響は小さいと考えられる。</p> <p>【草地性昆虫類】 草地は改変されないため、現況のまま利用される。</p>

表 9.10-15(3) 着目種と関係種の関係への影響

着目種	着目種を捕食する種	着目種と餌等で競争する種	着目種と類似した環境に生息する種	着目種の餌となる種
ヌマチチブ	【カワセミ、サギ類】 水域は改変されないため、 現況のまま利用される。	【マハゼ】 水域は改変されないため、 現況のまま利用される。	—	【底生動物・藻類】 水域は改変されないため、 現況のまま利用される。
クワモドキ セイバンモロ コシ群落	【草地性昆虫類等】 草地は改変されないため、 現況のまま利用される。	—	—	—

オ 対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化

「ア 事業実施により想定される生態系への影響」、「イ 生態系の基盤環境の変化」、「ウ 生態系の着目種」及び「エ 着目種と関係種との関係への影響」の予測結果を統合し、対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化について整理した結果を表 9.10-16(1)～(3)に示す。

対象事業実施区域は敷地内の約 79%が改変されるが、樹林地の改変率は、予測地域全体の約 24%を占めている。対象事業実施区域周辺にも広く樹林地が存在すること、対象事業実施区域内の緑地整備により、現況と同様の樹林地等を整備することから、供用後における対象事業実施区域及びその周辺において、選定した着目種等が生息・生育する生態系は、維持されると予測される。

表 9.10-16(1) 対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化

着目種	着目種の生息・生育環境への影響	着目種と関係種との関係への影響	対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化
ホンドタヌキ	生息環境が減少する可能性がある。	影響は小さい。	△ 工事中では、対象事業実施区域内の生息環境である樹林地の一部が一時消失するが、周辺地域には同様の環境が存在することから、周辺地域を主体として、本種を上位種とする生態系は維持されると考えられる。 供用後では、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、生息環境である樹林地を代償することから、対象実施区域内を含む周辺地域における本種を上位種とする生態系は、現況からほとんど変化しないと考えられる。

注) 「対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化」の判断は以下のとおりである。

- ：良好なまま維持される。
- △：ほとんど変化しない。
- ×：現状を維持できない。

表 9.10-16(2) 対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化

着目種	着目種の生息・生育環境への影響	着目種と関係種との関係への影響	対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化
チョウゲンボウ	生息環境が減少する可能性がある。	影響は小さい。	△ 工事中では、採餌環境である草地等は改変されないこと、対象事業実施区域内の営巣環境の一部が一時消失するものの、対象事業実施区域内で営巣は確認されなかったこと、対象事業実施区域周辺には営巣環境となりうる人工構造物が存在することから、周辺地域を主体として、本種を上位種とする生態系は維持されると考えられる。 供用後では、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、現在と同様の生息環境（採餌環境を含む）を代償することから、本種を上位種とした生態系は、現況からほとんど変化しないと考えられる。
カワセミ	生息環境は変化しない。	影響はほとんどない。	○ 工事中では、生息環境及び営巣環境は改変されないこと、本種と競争する種や本種の餌となる魚類・甲殻類も同様に生息環境は改変されないことから、本種を上位種とする生態系は維持されると考えられる。 供用時では、水域は改変されず、間接的影響もないことから、本種を上位種とする生態系は維持されると考えられる。
カナヘビ	生息環境が減少する可能性がある。	影響は小さい。	△ 工事中では、対象事業実施区域内の生息環境である樹林地の一部が一時消失するが、周辺地域に同様の環境が存在すること、本種を餌とする上位種や餌となる森林性昆虫等への影響は小さいことから、周辺地域を主体として、本種を典型種とする生態系は維持されると考えられる。 供用時では、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、現在と同様の生息環境を代償することから、本種を典型種とした生態系は、現況からほとんど変化しないと考えられる。

注) 「対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化」の判断は以下のとおりである。

- ：良好なまま維持される。
- △：ほとんど変化しない。
- ×：現状を維持できない。

表 9.10-16(3) 対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化

着目種	着目種の生息・生育環境への影響	着目種と関係種との関係への影響	対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化
アマガエル	生息環境が減少する可能性がある。	影響は小さい。	△ 工事中では、対象事業実施区域内の生息環境である樹林地の一部が消失するが、周辺地域に同様の環境が存在すること、産卵場所である水田等は改変されないことから、周辺地域を主体として、本種を典型種とする生態系は維持されると考えられる。 供用時では、対象事業実施区域内の緑地整備の実施により、現在と同様の生息環境を代償することから、本種を典型種とする生態系は、現況からほとんど変化しないと考えられる。
ヌマチチブ	生息環境は変化しない。	影響はほとんどない。	○ 本種の生息環境である川の中流域から汽水域等の流れの緩やかな場所は改変せず、間接的な影響は極めて小さいことから、本種を典型種とする生態系は維持されると考えられる。
クワモドキーセイバンモロコシ群落	生育環境は変化しない。	影響はほとんどない。	○ 本群落は、対象事業実施区域周辺に広く分布する草地環境であり、改変されないこと、間接的な影響は極めて小さいことから、本群落を典型種とする生態系は維持されると考えられる。

注) 「対象事業実施区域及びその周辺における生態系の変化」の判断は以下のとおりである。

- ：良好なまま維持される。
- △：ほとんど変化しない。
- ×：現状を維持できない。

9.10.3 評価

(1) 工事の実施及び施設の存在に伴う動物への影響

1) 評価方法

ア 影響の回避・低減の観点

対象事業の実施による生態系への影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているかどうかについて明らかにした。

イ 基準・目標等との整合性の観点

基準・目標等との整合性の検討については、国、埼玉県または関係市により環境保全に係る基準値や目標等が示されている場合には、それらを環境の保全上の目標として設定し、基準値や目標等がない場合には、その他の環境の保全上の目標を設定して、予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにした。

生態系に係る環境保全目標は、「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成29年、埼玉県）、「第4次埼玉県国土利用計画」（平成22年、埼玉県）及び「埼玉県5か年計画 希望・活躍・うるおいの埼玉」（平成29年、埼玉県）等の計画等において、今後の施策や目標等が表9.10-17のとおり示されている。

以上のことから、生態系に係る環境保全目標は、「着目種等の生息・生育環境を保全すること」とした。

表 9.10-17 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「埼玉県環境基本計画(第4次)」(平成29年、埼玉県)	<p>【長期的な目標】 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の保全と再生 ・緑の保全と再生 ・森林の整備と保全 ・生物多様性の保全
「第4次埼玉県国土利用計画」(平成22年、埼玉県)	<p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用
「埼玉県5か年計画 希望・活躍・うるおいの埼玉」(平成29年、埼玉県)	<p>【南部地域の施策展開】 豊かな自然と共生する社会をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見沼田圃の保全・活用・創造 ・市などと連携した水辺空間の利活用の促進
「第2次埼玉県広域緑地計画」(平成29年、埼玉県)	<p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」』 <p>【地形別の緑のあり方】 低地では、広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指します。 市街地では、残された貴重な樹林地等を保全・活用しながら、新たな緑の創出により、緑豊かで良好な生活環境を有する市街地が形成されるようにします。</p>
「まちづくり埼玉プラン」(平成30年、埼玉県)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と自然・田園との共生
「埼玉県生物多様性保全戦略」(平成30年、埼玉県)	<p>基本戦略1. 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる 基本戦略2. 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する 基本戦略3. 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会づくり</p>
「第5次川口市総合計画」(平成28年、川口市)	<p>【豊かな水と緑に親しめる空間の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺環境の整備 ・緑地環境の整備 <p>【環境の保全と創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全 ・地球環境の保全
「川口市都市計画基本方針」(平成29年、川口市)	<p>【戸塚地域のまちづくり方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親しみのある水辺の環境づくり
「第3次川口市環境基本計画」(平成30年、川口市)	<p>【自然共生社会の実現～豊かな自然とともに暮らせるまち～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 ・みどり・水辺の保全

ウ 環境の保全に関する配慮方針

本事業で実施する環境の保全に関する配慮方針に関する検討内容は表 9.10-18 に示すとおりである。

表 9.10-18 生態系に関する環境の保全に関する配慮方針の検討内容

影響要因	環境保全措置の区分	影響の概要	環境の保全に関する配慮方針の概要	環境の保全に関する配慮方針による影響の低減の程度
建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	回避	生息環境の消失 移動経路の分断 生息環境の質的变化	対象事業実施区域の変更、造成計画の変更等により、動植物種の生息・生育環境への影響を回避する。	動植物種の生息・生育環境の消失を回避するため、対象事業実施区域の環境を事業者が実行可能な範囲で残存できるかの検討を行ったが、既存施設の建て替えとこれに伴う敷地内再整備という事業特性上、回避及び低減措置としての対象事業実施区域の再選定や最小化は困難と判断された。
	回避・低減		構造等の変更による地形改変の最小化により影響を低減する。	
	低減	騒音・振動	造成工事に使用する建設機械は、低騒音、低振動型の機械の使用を徹底し、騒音、振動の影響を低減する。また、建設機械の集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。	低騒音・低振動型の建設機械を使用すること、建設機械の集中稼働をできる限り生じないような工事計画とすることで、造成工事にかかる影響は低減されると考えられる。
			資材等運搬車両の運行は、計画的かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。	資材運搬等の車両については、効率的な運行管理に努めることにより、車両が一時的に集中しないようにし、騒音・振動の影響は低減されると考えられる。
		水質の変化	工事中に、公共用水域に排水する雨水排水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、濁りの影響を低減する。	土砂の流出を防止するための各種対策を講じることから、周辺水域及び河川敷等に生息する動植物への影響は低減され、間接的な影響は生じないと考えられる。
施設の存在	低減	光環境の変化	対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。	高層建築物の建設予定はなく、高所からの照明による影響は想定されない。また、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設けるため、夜間の照明による光環境の変化は少なく、動植物の生息・生育環境への影響は極めて小さいと考えられる。
	代償	生息環境の消失	「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」（平成18年、埼玉県）に記載された在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹することで、植物の生育基盤と動物の生息環境を創出する。	在来植物を中心とした植栽により、新たな生育基盤が整備される。それらの生長と共に、適応する草本類が侵入することが考えられることから、植物に対して代償機能を有するものと考えられる。また、動物が利用しやすい環境が創出され、動物の生息環境についても代償機能を有するものと考えられる。

2) 評価結果

ア 影響の回避・低減の観点

生態系に関する環境の保全に関する配慮方針の検討内容より、実施することとした環境の保全に関する配慮方針は、表 9.10-19 に示すとおりである。

着目種を中心とする対象事業実施区域内の動物、植物及び生態系にとって最も影響の大きい、生息・生育環境の消失・縮小を回避するため、対象事業実施区域の環境を事業者が実行可能な範囲で残存できるか検討を行ったが、既存施設の建て替えとこれに伴う敷地内再整備という事業特性上、回避及び低減措置としての対象事業実施区域の再選定や最小化は困難と判断された。

低減措置として、工事中では使用建設機械及び資材運搬等の車両からの騒音・振動の発生抑制、濁水の発生の抑制を実施する。施設の存在時では、緩衝緑地の配置による光環境への影響の低減措置を実施する。

代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地（植栽）は、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」（平成 18 年、埼玉県）に記載された在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植栽する計画であることから、植物の新たな生育基盤が整備されるとともに、動物の採餌環境や移動経路として利用されることが期待でき、生息環境が創出されると考えられる。

また、営巣環境への影響のおそれが想定されるチョウゲンボウについては、本種の移動能力の大きさ、使用建設機械の配慮、資材運搬等の車両の運行管理や緑地整備等の回避、低減及び代償措置の実施のほか、対象事業実施区域内で営巣が確認されなかったこと、対象事業実施区域周辺には営巣環境となりうる人工構造物が存在することから、予測地域における営巣環境への影響は小さく、生息環境への影響を低減できるとともに、本着目種を上位種とした生態系は、現況からほとんど変化しないと考えられる。

以上により、工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されるとともに、新たな植物の生育基盤の整備及びそれに伴う動物の生息環境の創出により代償されると評価した。

表 9.10-19 生態系に関する環境の保全に関する配慮方針

影響要因	環境保全措置の区分	影響の概要	環境の保全に関する配慮方針	環境の保全に関する配慮方針の概要
建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	低減	騒音・振動	騒音・振動の影響緩和	造成工事に使用する使用建設機械は、低騒音、低振動型の使用を徹底し、騒音、振動の影響を低減する。また、使用建設機械の集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。 資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。
		水質の変化	濁水の発生抑制	工事中に、公共用水域に排水する雨水排水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、濁りの影響を低減する。
施設の存在	低減	光環境の変化	緩衝緑地の配置	対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。
	代償	生息環境の消失	生息環境の創出	「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」（平成 18 年、埼玉県）に記載された在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹することで、生息環境を創出する。

イ 基準・目標等との整合の観点

工事の実施及び施設の存在に伴い、樹林地の環境が消失する。そのため、代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地は、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」（平成 18 年、埼玉県）に記載された在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹する計画であり、植物の新たな生育基盤が整備されるとともに、動物の採餌環境や移動経路として利用されることが期待でき、動物の生息環境が創出されると考えられる。

着目種等の生息・生育環境の質的变化に対しては前掲表 9.10-19 に示す環境の保全に関する配慮方針を講ずることにより、着目種等への影響の低減（代償）が期待でき、着目種を上位種または典型種とした生態系を維持できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。